

令和7年3月21日

松阪記者クラブ加盟各社 御中

職員の懲戒処分等について

大台町総務課

1 被処分者職員

係長級 40歳代 男性

2 処分内容

戒告

3 根拠法令

・地方公務員法第29条

4 事案概要

被処分者は、平成24年5月21日以降平成26年3月31日までの間、当時担当していた大台町生活排水処理事業に係る使用料徴収事務において、納付者から「株式会社ゆうちょ銀行の振替口座」に入金された使用料を、大台町生活排水処理事業特別会計の口座（大台町指定金融機関である株式会社百五銀行の口座）に払い出すための事務を適切に行わなかったため、「株式会社ゆうちょ銀行の振替口座」に、納付者が特定できない使用料が残る事態を発生させました。

・当該使用料の件数と金額

件数	金額
36件（推定※）	151,200円

※使用料が当時4,200円であったことから推定。

5 処分日

令和7年3月21日 金曜日

6 関係者の処分

- ・課長級 50歳代 男性 厳重注意（監督、指導上の処分）
（平成31年度から令和2年度までの間の担当課課長）
- ・課長級 50歳代 男性 厳重注意（監督、指導上の処分）
（令和3年度から令和5年度までの間の担当課課長）

7 町長のコメント

町民の皆様をはじめ関係者の方々に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

これまで、職員の綱紀肅正及び服務規律の確保については、機会あるごとに注意喚起し、周知徹底を図ってまいりましたが、今回、生活排水処理事業の使用料徴収事務について適正な

管理が行き届いておらず、事態を深刻に受け止めております。

今後このようなことが起こらないよう、町民の皆様からの信頼回復に向け、全庁をあげて再発防止に取り組んでまいります。

8 問合せ先

【職員の処分に関する事】

大台町総務課 課長 西 保則

TEL : 0598-82-3781

FAX : 0598-82-1618

【使用料に関する事】

大台町建設上下水道課 特命監 枅田 満

TEL : 0598-82-3788

FAX : 0598-82-2565